

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 36 号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>地方振興局長</u>に対する知事の権限委任)</p> <p>第 5 条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、<u>県税の課税地を管轄する地方振興局長</u>（一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域における個人の県民税に関する事項（法第 48 条の規定に基づく徴収及び滞納処分に関する事項を除く。）にあつては、一関地方振興局長。以下「局長」という。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県税の課税地が<u>二以上の地方振興局</u>の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 知事は、徴収の囑託を受けた他の都道府県又は市町村に係る徴収金の徴収に関しては、当該徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産（次条において「財産等」という。）の所在地を管轄する<u>地方振興局</u>の長に委任する。</p> <p>3 知事は、法第 20 条の 10 の規定による納税証明書の交付については、第 1 項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた<u>地方振興局</u>の長に委任する。</p> <p>4 知事は、前 3 項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、<u>地方振興局</u>の長に指示することができる。</p> <p>(徴収の引継ぎ)</p> <p>第 6 条 局長は、財産等が、他の<u>地方振興局</u>の管轄区域内にある場合においてはその財産等の所在地を管轄する<u>地方振興局</u>の長に、他の都道府県で規則で定める地域にある場合においては知事にその徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>(課税地)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>軽油引取税 県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有する特約業者又は元売業者にあつては当該事務所又は事業所の所在地（自ら消費する場合又は炭化水素油で軽油若しくは揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売する場合にあつては、当該消費又は販売について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地）、県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有しない特約業者又は元売業者にあつては盛岡市、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者にあつては事業所の所在地、自動車の保有者にあつては自動車の主たる定置場の所在地、特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している者にあつてはその者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するもの</p>	<p>(<u>広域振興局等の長</u>に対する知事の権限委任)</p> <p>第 5 条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、<u>局長</u>（<u>県税の課税地を管轄する広域振興局等</u>（<u>広域振興局又は地方振興局</u>をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 県税の課税地が<u>二以上の広域振興局等</u>の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 知事は、徴収の囑託を受けた他の都道府県又は市町村に係る徴収金の徴収に関しては、当該徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産（次条において「財産等」という。）の所在地を管轄する<u>広域振興局等</u>の長に委任する。</p> <p>3 知事は、法第 20 条の 10 の規定による納税証明書の交付については、第 1 項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた<u>広域振興局等</u>の長に委任する。</p> <p>4 知事は、前 3 項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、<u>広域振興局等</u>の長に指示することができる。</p> <p>(徴収の引継ぎ)</p> <p>第 6 条 局長は、財産等が、他の<u>広域振興局等</u>の管轄区域内にある場合においてはその財産等の所在地を管轄する<u>広域振興局等</u>の長に、他の都道府県で規則で定める地域にある場合においては知事にその徴収の引継ぎをすることができる。</p> <p>(課税地)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>軽油引取税 県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有する特約業者又は元売業者にあつては当該事務所又は事業所の所在地（自ら消費する場合又は炭化水素油で軽油若しくは揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売する場合にあつては、当該消費又は販売について直接関係を有する事務所又は事業所の所在地）、県内に軽油を直接管理する事務所又は事業所を有しない特約業者又は元売業者にあつては盛岡市、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者にあつては事業所の所在地、自動車の保有者にあつては自動車の主たる定置場の所在地、特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している者にあつてはその者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するもの</p>

の所在地、第127条各号に掲げる軽油の引取りを行った者で当該軽油を譲渡し、又は同条各号に掲げる用途以外の用途に自ら消費するものにあつては当該軽油に係る免税証を交付した地方振興局の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡するものにあつては当該消費又は譲渡に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を輸入するものにあつては当該輸入に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地

3 [略]

(納税管理人)

第9条 事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税及び固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合並びに法人等の県民税の納税義務者は、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなった場合においては、課税地を管轄する地方振興局の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該地方振興局の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2～4 [略]

(徴収金の納付又は納入の手続)

第16条 納税者若しくは特別徴収義務者又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合においては、納付書又は納入書により、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は郵便局に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する地方振興局（第6条の規定による徴収の引継ぎがあつた徴収金については、その引継ぎを受けた地方振興局又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第18条第2項において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。

(公示送達の場合の掲示場)

第19条 法第20条の2第2項の規定による公示送達は、県又は地方振興局の掲示場に掲示して行ふものとする。

(納税証明書の交付の請求手続及び手数料)

第21条 法第20条の10の規定による納税証明書（第107条及び第113条の規定による証明書を除く。）の交付を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(法人等の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人等は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項までの申告書を局

の所在地、第127条各号に掲げる軽油の引取りを行った者で当該軽油を譲渡し、又は同条各号に掲げる用途以外の用途に自ら消費するものにあつては当該軽油に係る免税証の交付を受けた場所の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を製造して当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡するものにあつては当該消費又は譲渡に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、特約業者又は元売業者以外の者で軽油を輸入するものにあつては当該輸入に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地

3 [略]

(納税管理人)

第9条 事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税及び固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合並びに法人等の県民税の納税義務者は、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなった場合においては、課税地を管轄する広域振興局等の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局等の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2～4 [略]

(徴収金の納付又は納入の手続)

第16条 納税者若しくは特別徴収義務者又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合においては、納付書又は納入書により、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は郵便局に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局等（第6条の規定による徴収の引継ぎがあつた徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局等又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第18条第2項において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。

(公示送達の場合の掲示場)

第19条 法第20条の2第2項の規定による公示送達は、県又は広域振興局等の掲示場に掲示して行ふものとする。

(納税証明書の交付の請求手続及び手数料)

第21条 法第20条の10の規定による納税証明書（第107条及び第113条の規定による証明書を除く。）の交付を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を広域振興局等の長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(法人等の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人等は、法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項及び第26項から第28項までの申告書を局

<p>長（<u>二以上の地方振興局の管轄区域内に事務所又は事業所を有する法人</u>にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の局長。次条において同じ。）に提出し、及びその申告に係る税金又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>長（<u>二以上の広域振興局等の管轄区域内に事務所又は事業所を有する法人</u>にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の局長。次条において同じ。）に提出し、及びその申告に係る税金又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>2 [略] (住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p>	<p>2 [略] (住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p>
<p>第55条の2 [略]</p>	<p>第55条の2 [略]</p>
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>
<p>5 第1項及び前項の規定は、<u>当該住宅の取得の日から60日以内に</u>、当該住宅の取得者から、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、<u>その取得の日から60日以内に</u>、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。</p>	<p>5 第1項及び前項の規定は、当該住宅の取得者から、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。</p>
<p>6 [略]</p>	<p>6 [略]</p>
<p>7 第59条第1項の申告をする者で第1項又は第4項の規定により控除を受けようとするものは、<u>当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び前項各号に掲げる事項を付記した第59条第1項の申告書を提出することにより、第5項の申告に代えることができる。</u>この場合において、第4項の規定により控除を受けようとする者は、<u>当該申告書に前項の書類を添付しなければならない。</u></p>	<p>7 第59条第1項の申告をする者で第1項又は第4項の規定により控除を受けようとするものは、<u>当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び前項各号に掲げる事項を付記した第59条第1項の申告書を提出することにより、第5項の申告に代えることができる。</u>この場合において、第4項の規定により控除を受けようとする者は、<u>当該申告書に前項の書類を添付しなければならない。</u></p>
<p>8 前項の規定により第5項の申告に代わるものとして第59条第1項の申告書が提出された場合には、<u>当該申告書が市町村長に提出された日に第5項の申告がなされたものとみなす。</u> (不動産取得に係る申告又は報告義務)</p>	<p>8 前項の規定により第5項の申告に代わるものとして第59条第1項の申告書が提出された場合には、<u>当該申告書が市町村長に提出された日に第5項の申告がなされたものとみなす。</u> (不動産取得に係る申告又は報告義務)</p>
<p>第59条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から20日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、局長に提出しなければならない。</p>	<p>第59条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、局長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(1)～(5) [略]</p>
<p>2・3 [略] (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p>	<p>2・3 [略] (住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p>
<p>第61条 [略]</p>	<p>第61条 [略]</p>
<p>2・3 [略]</p>	<p>2・3 [略]</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令第39条の3の3で定める場合を除き、<u>当該土地の取得の日から60日以内に</u>、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、<u>その取得の日から60日以内に</u>、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき次条第1項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令第39条の3の3で定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用する。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用する。</p>
<p>5 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に同項の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。</p>	<p>5 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を局長に提出しなければならない。この場合において、第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に同項の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(4) 住宅の取得年月日又は取得予定年月日及びその床面積</p>	<p>(4) <u>住宅の構造及び床面積</u> (5) <u>住宅の着工及び完成年月日又は取得年月日</u></p>

<p>(5) [略]</p> <p>6 第59条第1項の申告をする者で第1項又は第2項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び前項各号に掲げる事項を付記した第59条第1項の申告書を提出することにより、第4項の申告に代えることができる。この場合において、第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類を添付しなければならない。</p> <p>7 前項の規定により第4項の申告に代わるものとして第59条第1項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町村長に提出された日に第4項の申告がなされたものとみなす。</p> <p>8 第1項又は第2項の規定により減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 土地の所在、地番、地目及び地積</p> <p>(3) 土地の取得年月日</p> <p>(4) 住宅の構造及び床面積</p> <p>(5) 住宅の着工及び完成年月日又は取得年月日</p> <p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)</p>	<p>(6) [略]</p> <p>第64条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税額の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税額について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第64条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第64条の4 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>
<p>第64条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税額の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税額について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、同項に規定する収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた日から20日以内に、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第64条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、同項に規定する移転の日から20日以内に、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第64条の4 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、同項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合にあっては同項第1号から第3号まで又は第5号に規定する譲渡の日から20日以内に、同項第4号に該当する場合にあっては同号に規定する譲受け予定者が建築施設の部分を取得した日から20日以内又は国、地方公共団体その他政令第39条の4の2で定める者が同号に規定する公共施設の用に供する不動産を取得した日から20日以内に、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>	<p>第64条の2 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税額の減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税額について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第64条の3 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第64条の4 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>

<p>除等)</p> <p>第64条の5 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>同項に規定する譲渡の日から20日以内に</u>、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>	<p>除等)</p> <p>第64条の5 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>
<p>第64条の6 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>同項に規定する売渡し若しくは交換又は現物出資の日から20日以内に</u>、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>	<p>第64条の6 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>
<p>第64条の7 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税についてこれらの規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>当該譲渡の日から20日以内に</u>、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>	<p>第64条の7 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税についてこれらの規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>
<p>第64条の8 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>同項に規定する土地を寄宿舎の用に供した日又は家屋を引き続き寄宿舎の用に供して3年を経過した日から20日以内に</u>、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>	<p>第64条の8 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p>
<p>第64条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>同項に規定する農業の用に供した日から20日以内に</u>、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(不動産取得税の減免)</p>	<p>第64条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(不動産取得税の減免)</p>

第66条の2 [略]

2 前項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、同項第1号に規定する不動産の取得については納期限までに、同項第2号に規定する不動産の取得については災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(自動車税の賦課期日及び納期)

第105条 自動車税の賦課期日は4月1日とし、納期は5月15日から5月31日までとする。

(自動車税に係る証明書の交付)

第107条 第5条第3項に規定する地方振興局の長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査の申請者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該申請者がその検査を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該申請者に交付するものとする。

(製造等の承認を受ける義務等)

第139条 元売業者(第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、法第700条の6の2第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他総務省令第18条の13で定める事項を定めて、製造等を行う場所(第4号に掲げる場合にあっては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の地方振興局の長の承認を受けなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の場合において、地方振興局の長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3～9 [略]

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 [略]

第66条の2 [略]

2 前項各号に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得に対しては、局長は、規則で定めるところにより、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除することができる。

3 前2項の規定により不動産取得税の減免を受けようとする者は、第1項第1号に規定する不動産の取得については納期限までに、同項第2号に規定する不動産の取得については災害を受けた日から60日以内に、前項に規定する不動産の取得については別に定める日までに、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(自動車税の賦課期日及び納期)

第105条 自動車税の賦課期日は4月1日とし、納期は5月1日から5月31日までとする。

(自動車税に係る証明書の交付)

第107条 第5条第3項に規定する広域振興局等の長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査の申請者が同法第97条の2第1項に規定する書面の交付を申請した場合において、当該申請者がその検査を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該申請者に交付するものとする。

(製造等の承認を受ける義務等)

第139条 元売業者(第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、法第700条の6の2第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他総務省令第18条の13で定める事項を定めて、製造等を行う場所(第4号に掲げる場合にあっては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の広域振興局等の長の承認を受けなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の場合において、広域振興局等の長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3～9 [略]

附則

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 [略]

(地方消費税の課税地の特例)

第20条の2の5 地方消費税の譲渡割の課税地は、当分の間、第8条の規定にかかわらず、盛岡市とする。

(譲渡割の賦課徴収の特例)

第20条の2の6 譲渡割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節及び前条の規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(譲渡割の申告及び納付の特例)

第20条の2の7 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の5の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。

2 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2

の5の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、第53条の5中「納付しなければならない」とあるのは、「国に納付しなければならない」とする。

(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)

第20条の2の8 県は、国が譲渡割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第9条の14第1項の定めるところにより、徴収取扱費を国に支払うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第55条の2、第59条、第61条、第64条の2から第64条の9まで及び第66条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例第55条の2第1項の規定は、施行日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。)をした者が、施行日以後、当該住宅の建築後1年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合において、同条第2項の規定により前後の住宅の建築をもって1戸の住宅の建築とみなされるときにおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

4 施行日前にこの条例による改正前の岩手県県税条例の規定により次に掲げる地方振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該地方振興局長に対してされた申請、届出その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、県南広域振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該広域振興局長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- (1) 花巻地方振興局
- (2) 北上地方振興局
- (3) 水沢地方振興局
- (4) 一関地方振興局
- (5) 千厩地方振興局
- (6) 遠野地方振興局

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

5 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成11年岩手県条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(不均一課税の申請手続)	(不均一課税の申請手続)
第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から <u>20日</u> 以内に当該不動産の所在地を管轄する広域振興局又は地方振興局長(以下「局長」という。)に、固定資産税の場合にあっては毎年1月末日までに知事に提出しなければならない。	第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から <u>60日</u> 以内に当該不動産の所在地を管轄する広域振興局又は地方振興局長(以下「局長」という。)に、固定資産税の場合にあっては毎年1月末日までに知事に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例第3条の規定は、施行日以後の不動産の取得について適用し、施行日前の不動産の取得については、なお従前の例による。